

昇試に役立つ擬律判断シリーズ

一目でわかる
「○○法違反」

～風営法、
めい規法違反等編～

条文が離れたところであって
読みづらい！
そんな煩わしさを解決しました。

出演契約の任意解除等に関する威迫・困惑行為 (20)

STEP 1 >>> 条文を確認しよう

13 VI：制作公表者及び制作公表従事者は、出演契約の任意解除等を妨げるため、出演者を威迫して困惑させてはならない。

20：第13条第5項又は第6項の規定に違反したときは、その違反行為をした者は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

STEP 2 >>> 成立要件を確認しよう

主体	行為	目的
・制作公表者 ・制作公表従事者	出演者を威迫して困惑させる	出演契約の任意解除等を妨げるため

STEP 3 >>> 公訴時効期間や緊急逮捕の可否などを確認しよう

公訴時効	3年
緊急逮捕	○
裁判員裁判	×
両罰規定	○(22 I ①)：1億円以下の罰金

成立要件などを
サクッと確認できます。

実務でよく使う
事項に絞って
まとめました。



本書の使い方	02
Chapter 01 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律	
親権を行う者に対する罰則 (3 I)	06
監督者に対する罰則 (3 II)	07
Chapter 02 二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律	
販売者等に対する罰則 (3 I)	08
親権を行う者及び監督者に対する罰則 (3 II)	09
販売者に対する罰則 (5)	10
Chapter 03 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	
風俗営業の無許可営業罪 (49 ①)	11
名板貸 (49 ③)	12
営業禁止区域違反 (49 ⑤)	13
営業禁止地域違反 (49 ⑥)	14
営業所構造設備の無承認変更罪 (50 I ①)	15
18歳未満の者に接客させるなどの 禁止行為違反 (50 I ④)	16
18歳未満の者に客に接する業務等の 禁止行為違反 (50 I ⑤)	18
18歳未満の者に客に接する業務等の 禁止行為違反 (50 I ⑥)	19
客引き等の禁止行為違反 (52 ①)	20
ぱちんこ屋等を営む者の禁止行為違反 (52 ②)	22
性風俗関連特殊営業の無届営業 (52 ④)	23
性風俗関連特殊営業の虚偽の届出 (52 ⑤)	24
店舗型性風俗特殊営業等に係る 広告・宣伝禁止違反 (53 ①)	25
性風俗関連特殊営業に係る広告・宣伝制限違反 (53 ②)	26
従業者名簿備付け義務違反 (53 ③)	28
接客従業者の生年月日等の確認義務の 作成保存義務違反 (53 ⑤)	29
報告・資料提出義務違反 (53 ⑥)	30
立入りの拒否、妨害、忌避 (53 ⑦)	31
Chapter 04 配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護等に関する法律	
保護命令違反 (29)	33

	守秘義務違反 (30)	35
	虚偽の申立て (31)	36
Chapter 05	売春防止法	
	売春の勧誘等 (5)	37
	売春の周旋等 (6)	39
	強制売春～困惑等による売春 (7 I)	40
	強制売春～脅迫等による売春 (7 II)	41
	対償の收受等 (8 I)	42
	親族関係を利用した対償の收受等 (8 II)	43
	前貸し等 (9)	44
	売春をさせる契約 (10 I)	45
	場所提供 (11)	46
	売春をさせる業 (管理売春、12)	47
	資金等の提供 (13)	48
Chapter 06	児童買春、児童ポルノに係る行為等の 規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	
	児童買春罪 (4)	49
	児童買春周旋罪 (5)	50
	児童買春勧誘罪 (6)	51
	児童ポルノ所持罪 (7 I)	52
	(特定かつ少数の者への) 児童ポルノ提供罪 (7 II)	54
	(特定かつ少数への提供目的での) 児童ポルノ製造罪 (7 III)	55
	「姿態をとらせ」製造罪 (単純製造罪、7 IV)	56
	盗撮による児童ポルノ製造罪 (「ひそかに」製造罪、7 V)	57
	不特定又は多数の者に対する児童ポルノ提供罪 (7 VI)	58
	不特定又は多数の者に対する児童ポルノ製造罪 (7 VII)	59
	外国での児童ポルノ輸出入罪 (7 VIII)	60
	児童買春等目的の人身売買等罪 (8 I)	61
	児童買春等目的の国外移送等罪 (8 II)	62
Chapter 07	児童福祉法	
	15歳未満の児童に酒席に侍する行為を 業務としてさせる行為 (60 II)	63
	児童に淫行させる行為 (60 I)	64
	刑罰法令に触れる行為をするおそれのある者等に 児童を引き渡す行為 (60 II)	65
	有害行為をさせる目的で児童を支配下に置く行為 (60 II)	67

Chapter 08	労働基準法	
	児童の使用 (118 I)	68
	年少者の深夜業 (119①)	69
	年少者の危険業務及び有害業務 (119①)	70
Chapter 09	私事性的画像記録の提供等による 被害の防止に関する法律	
	私事性的画像記録公表罪 (3 I)、 私事性的画像記録物公表罪 (3 II)	71
	公表目的提供罪 (3 III)	73
Chapter 10	AV出演被害防止・救済法	
	出演契約の任意解除等に関する不実告知 (20)	74
	出演契約の任意解除等に関する威迫・困惑行為 (20)	75
	説明書面等の不交付等 (21①)	76
	出演契約書等の不交付等 (21②)	78
Chapter 11	酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の 防止等に関する法律	
	著しく粗野・乱暴な言動をする罪 (4 I)	79
	警察官の制止に従わない罪 (5 II)	81
Chapter 12	毒物及び劇物取締法	
	毒劇物の無登録販売等罪 (24①、3)	82
	シンナー吸引を知りながらの販売等罪 (24の2①)	84
	シンナーの吸入等罪 (24の3)	86
Chapter 13	貸金業法	
	不正登録罪 (47①)	87
	無登録営業罪 (47②)	88
	名義貸しの罪 (47③)	90
	業務停止命令違反 (47の2)	91
	取立て行為違反 (47の3 I③)	92
	登録申請書等の虚偽記載提出 (47の3 I①)	93
	登録のない者による貸金業の表示、広告等 (47の3 I②)	94
	非登録の営業者等を設置しての貸金営業 (47の3 I②)	95

保護命令違反 (29)

STEP 1 >>> 条文を確認しよう

29：保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項まで及び第10の2の規定によるものを含む。第31条において同じ。）に違反した者は、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処する。

保護命令：被害者からの申立てに基づき、裁判所が、相手配偶者*に対して、以下の①～⑥の行為を禁止する命令を発令する制度

保護命令	命令の内容	命令期間
①被害者への接近禁止命令	被害者の身辺につきまったり、被害者の住居、勤務先等の付近を徘徊したりすることを禁止する命令	1年
②被害者への電話等禁止命令	被害者に対する次の行為を禁止する命令 面会の要求/行動監視の告知等/著しく粗野乱暴な言動/無言電話・緊急時以外の連続した電話・文書・FAX・メール・SNS等送信/緊急時以外の深夜早朝(22時～6時)の電話・FAX・メール・SNS等送信/汚物等の送付等/名誉を害する告知等/性的羞恥心を害する告知等・物の送付等(電磁的記録の送信を含む)/GPSによる位置情報取得等	
③被害者の同居の子への接近禁止命令	被害者の同居する未成年の子の身辺につきまったり、当該子の住居、学校等の付近を徘徊したりすることを禁止する命令	
④被害者の同居の子への電話等禁止命令	被害者の子に対する次の行為を禁止する命令 行動監視の告知等/著しく粗野乱暴な言動/無言電話・緊急時以外の連続した電話・文書・FAX・メール・SNS等送信/緊急時以外の深夜早朝(22時～6時)の電話・FAX送信/汚物等の送付等/名誉を害する告知等/性的羞恥心を害する告知等・物の送付等(電磁的記録の送信を含む)/GPSによる位置情報取得等	
⑤被害者の親族等への接近禁止命令	被害者の親族等の身辺につきまったり、当該親族等の住居、勤務先等の付近を徘徊したりすることを禁止する命令	
⑥退去等命令	被害者と共に住む住居から退去することを命じ、当該住居の付近を徘徊することを禁止する命令	

* 「配偶者」には、①法律婚の相手方、②事実婚の相手方、③生活の本拠を共にする交際相手該当する。また、離婚等の前に暴力等を受け、離婚等の後も引き続き暴力等を受ける場合、元①～③も含む。

※②～⑤命令は、①命令の要件を満たすことを要件として、命令期間は、①命令が発令されている間に限られる。

※本条の罰則は、「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」から「2年以下の懲役又は200万円以下の罰金」に引き上げられた(令和6年4月1日施行)。

STEP 2 >>> 成立要件を確認しよう

主体	行為
相手配偶者	保護命令に違反した

STEP 3 >>> 公訴時効期間や緊急逮捕の可否などを確認しよう

公訴時効	3年
緊急逮捕	×
裁判員裁判	×



守秘義務違反 (30)

STEP 1 >>> 条文を確認しよう

30：第3条第5項又は第5条の3の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

3 V：前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5の3：協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

STEP 2 >>> 成立要件を確認しよう

主体	行為
<ul style="list-style-type: none"> ・女性相談支援センター（旧婦人相談所）の一時保護の委託を受けた者・その役員・職員（これらであった者を含む） ・配偶者暴力に関する協議会の従事者（従事していた者を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ・正当な理由がないのに ・業務・事務に関して知り得た秘密を漏らした

STEP 3 >>> 公訴時効期間や緊急逮捕の可否などを確認しよう

公訴時効	3年
緊急逮捕	×
裁判員裁判	×

虚偽の申立て (31)

STEP 1 >>> 条文を確認しよう

31：第12条第1項若しくは第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項若しくは第2項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

12

I：接近禁止命令及び第10条第2項から第4項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

（各号は略）

II：退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

（各号は略）

STEP 2 >>> 成立要件を確認しよう

客体	行為
保護命令申立書	虚偽の申立て

STEP 3 >>> 公訴時効期間や緊急逮捕の可否などを確認しよう

公訴時効	×*
緊急逮捕	×
裁判員裁判	×

* 過料は刑罰ではないため、公訴時効に相当するものはない。

売春の勧誘等(5)

STEP 1 >>> 条文を確認しよう

5：売春をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者は、6月以下の懲役又は1万円〔2万円〕以下の罰金に処する。

- ①：公衆の目に触れるような方法で、人を売春の相手方となるように勧誘すること。
- ②：売春の相手方となるように勧誘するため、道路その他の公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとうこと。
- ③：公衆の目にふれるような方法で客待ちをし、又は広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

※罰金等臨時措置法によって、罰金の多額が2万円に満たないものについては一律に2万円に、罰金の^{かぎ}算額が1万円に満たないものについては一律に1万円に引き上げられている。

※本罪は、売春そのものは処罰しないが、売春しようとする者が自ら相手方を勧誘・誘引する行為のうち、風紀を害し、市民に迷惑を及ぼすものに限定して処罰する趣旨である。

STEP 2 >>> 成立要件を確認しよう

	主体	目的	行為
①	売春をしようとする者	売春をする目的で	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆の目に触れるような方法で ・売春の相手方となるよう勧誘
②			<ul style="list-style-type: none"> ・売春の相手方となるよう勧誘するため ・道路その他公共の場所で ・人の身辺に立ち塞がる or つきまとう
③			<ul style="list-style-type: none"> ・公衆の目に触れるような方法で客待ち ・広告その他これに類似する方法で売春の相手方となるよう誘引

STEP 3 >>> 公訴時効期間や緊急逮捕の可否などを確認しよう

公訴時効	3年
緊急逮捕	×
裁判員裁判	×
両罰規定	×
未遂処罰	×



売春の周旋等 (6)

STEP 1 >>> 条文を確認しよう

- 6 I : 売春の周旋をした者は、2 年以下の懲役又は 5 万円以下の罰金に処する。
- II : 売春の周旋をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者の処罰も、前項と同様とする。
- ① : 人を売春の相手方となるように勧誘すること。
 - ② : 売春の相手方となるように勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとうこと。
 - ③ : 広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

※懲役及び罰金は、情状により併科することもできる (15)。

※本案の主体は、俗に「ポン引き」「ひも」と呼ばれる者であるのが通常であるが、これに限らず、タクシー運転手や売春クラブの経営者はもとより、一般人も含まれる。

STEP 2 >>> 成立要件を確認しよう

		目的	行為
I			売春の周旋*
II	①	売春の周旋をする目的で	売春の相手方となるよう勧誘
	②		・ 売春の相手方となるよう勧誘するため ・ 道路その他公共の場所で ・ 人の身辺に立ち塞がる or つきまとう
	③		広告その他これに類似する方法で売春の相手方となるよう誘因

* 売春の周旋とは、売春をしようとする者とその相手方となる者との間に立って、売春が行われるように仲介する一切の行為をいう。

STEP 3 >>> 公訴時効期間や緊急逮捕の可否などを確認しよう

公訴時効	3 年
緊急逮捕	×
裁判員裁判	×
両罰規定	×
未遂処罰	×

強制売春 ～ 困惑等による売春 (7 I)

STEP 1 >>> 条文を確認しよう

7 I : 人を欺き、若しくは困惑させてこれに売春をさせ、又は親族関係による影響力を利用して人に売春をさせた者は、3年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

※懲役及び罰金は、情状により併科することもできる(15)。

STEP 2 >>> 成立要件を確認しよう

主体	行為①	行為②
	欺いて	売春をさせた
	困惑させて	
親族関係にある者*	親族関係による影響力を利用して	

* 「親族関係による影響力を利用して」を手段とする場合の主体は、売春をさせられる者と親族関係にある者に限られる(真正身分犯)。

※本罪の行為者は、売春をさせた者だけであり、売春の相手方は含まれない。

STEP 3 >>> 公訴時効期間や緊急逮捕の可否などを確認しよう

公訴時効	3年
緊急逮捕	○
裁判員裁判	×
両罰規定	×
未遂処罰	○(7Ⅲ)

強制売春 ～ 脅迫等による売春 (7 II)

STEP 1 >>> 条文を確認しよう

7 II : 人を脅迫し、又は人に暴行を加えてこれに売春をさせた者は、3年以下の懲役又は3年以下の懲役及び10万円以下の罰金に処する。

※本罪は、刑法の強要罪 (223) の特別規定であって、刑法よりも重く処罰される。

STEP 2 >>> 成立要件を確認しよう

行為①	行為②
脅迫をして	売春をさせた
暴行を加えて	

※本罪の行為者は、売春させた者だけであり、売春の相手方は含まれない。

STEP 3 >>> 公訴時効期間や緊急逮捕の可否などを確認しよう

公訴時効	3年
緊急逮捕	○
裁判員裁判	×
両罰規定	×
未遂処罰	○ (7 III)

対償の收受等 (8 I)

STEP 1 >>> 条文を確認しよう

8 I : 前条第1項又は第2項の罪を犯した者が、その売春の対償の全部若しくは一部を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、5年以下の懲役及び20万円以下の罰金に処する。

7 I : 人を欺き、若しくは困惑させてこれに売春をさせ、又は親族関係による影響力を利用して人に売春をさせた者は、3年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

II : 人を脅迫し、又は人に暴行を加えてこれに売春をさせた者は、3年以下の懲役又は3年以下の懲役及び10万円以下の罰金に処する。

※本罪は、売春によって得られた利益の分け前にあずかる行為を処罰するものである。

STEP 2 >>> 成立要件を確認しよう

主体	客体	行為
困惑、脅迫等によって売春をさせた者(真正身分犯)	売春の対償の全部・一部を	收受した
		要求した
		約束した

STEP 3 >>> 公訴時効期間や緊急逮捕の可否などを確認しよう

公訴時効	5年
緊急逮捕	○
裁判員裁判	×
両罰規定	×
未遂処罰	×

親族関係を利用した対償の收受等（8 II）

STEP 1 >>> 条文を確認しよう

8 II：売春をした者に対し、親族関係による影響力を利用して、売春の対償の全部又は一部の提供を要求した者は、3年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

※懲役及び罰金は、情状により併科することもできる（15）。

※本罪は、売春行為自体が自由意思によって行われた場合でも、親族関係による情誼^{じょうぎ}を利用して売春の対償を要求し、その結果として売春を続けることとなることを防止するためにこれを処罰する規定である。

STEP 2 >>> 成立要件を確認しよう

主体	客体	行為
親族関係にある者	売春をした者*	<ul style="list-style-type: none"> ・親族関係による影響力を利用して ・売春の対償の全部・一部の提供を要求した

* 7 I、IIによって売春をさせられた者を除く、およそ売春をした全ての者をいい、自己の自由意思により売春をした者も含まれる（7 I、IIにより売春をさせられた者は、8 Iが適用される）。

STEP 3 >>> 公訴時効期間や緊急逮捕の可否などを確認しよう

公訴時効	3年
緊急逮捕	○
裁判員裁判	×
両罰規定	×
未遂処罰	×

前貸等 (9)

STEP 1 >>> 条文を確認しよう

9 : 売春をさせる目的で、前貸その他の方法により人に金品その他の財産上の利益を供与した者は、3年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

※懲役及び罰金は、情状により併科することもできる(15)。

STEP 2 >>> 成立要件を確認しよう

目的	行為	相手方
売春をさせる目的*1	・前貸しその他の方法により ・金品その他の財産上の利益を供与した	売春をする者に限定されない*2

*1 他人と売春をさせる目的をいい、利益供与者(本条の主体となる者)の相手方として売春をさせる目的である場合は、単純売春(罰則なし)となるため、当該目的に含まれない。

*2 供与の相手方は、売春をする者が通常であるが、第三者であっても、その者と売春をする者との間に親族関係その他の密接な関係があり、その第三者に供与することが売春をする者に対してする場合と同一の効果が認められる場合(例えば、子に売春をさせるため親に前貸しをする場合)には本罪に該当する。

STEP 3 >>> 公訴時効期間や緊急逮捕の可否などを確認しよう

公訴時効	3年
緊急逮捕	○
裁判員裁判	×
両罰規定	○(14) : 10万円以下の罰金
未遂処罰	×

売春をさせる契約 (10 I)

STEP 1 >>> 条文を確認しよう

10 I : 人に売春をさせることを内容とする契約をした者は、3年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

※懲役及び罰金は、情状により併科することもできる (15)。

STEP 2 >>> 成立要件を確認しよう

主体	相手方	行為
売春をさせようとする者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売春をする者*¹ ・ 売春をする者に対して事実上契約の効果を及ぼし得る者 	売春をさせることを内容とする契約を締結した* ²

* 1 売春をさせようとする者と、売春をする者との間で本条の契約が締結された場合、売春をさせようとする者のみが本罪で処罰される (売春をする者は処罰されない)。

* 2 売春が売春をする者の自由意思による場合も含まれる。なお、売春をする者とその相手方となる者との間の売春をする旨の契約は、本罪の契約に当たらない。

STEP 3 >>> 公訴時効期間や緊急逮捕の可否などを確認しよう

公訴時効	3年
緊急逮捕	○
裁判員裁判	×
両罰規定	○ (14) : 10万円以下の罰金
未遂処罰	○ (10 II)

場所提供 (11)

STEP 1 >>> 条文を確認しよう

11 I : 情を知って、売春を行う場所を提供した者は、3年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

II : 売春を行う場所を提供することを業とした者は、7年以下の懲役及び30万円以下の罰金に処する。

※ I の場所提供に係る懲役及び罰金は、情状により併科することもできる (15)。
 ※ I は単純な場所の提供を処罰するものであるのに対し、II はその営業犯である。

STEP 2 >>> 成立要件を確認しよう

	主観的要件	行為
I	情を知って	売春を行う場所を提供した
II		

* 「業として」とは、反復継続する意思の下に売春場所の提供をすることをいい、売春を行うための特別の設備を持ち、一つの業態として右行為をすることまでは要しない。

STEP 3 >>> 公訴時効期間や緊急逮捕の可否などを確認しよう

	I (場所提供)	II (業としての場所提供)
公訴時効	3年	5年
緊急逮捕		○
裁判員裁判		×
両罰規定	○ (14) : 10万円以下の罰金	○ (14) : 30万円以下の罰金
未遂処罰		×

売春をさせる業 (管理売春、12)

STEP 1 >>> 条文を確認しよう

12：人を自己の占有し、若しくは管理する場所又は自己の指定する場所に居住させ、これに売春をさせることを業とした者は、10年以下の懲役及び30万円以下の罰金に処する。

STEP 2 >>> 成立要件を確認しよう

行為①	行為②	
売春する者を 自己の占有・管理・指定する場所に居住させ	業として	売春をさせた*

* 「売春をさせた」とは、拘束して売春に従事させることであり、売春に対する支配という観念を含む。

STEP 3 >>> 公訴時効期間や緊急逮捕の可否などを確認しよう

公訴時効	7年
緊急逮捕	○
裁判員裁判	×
両罰規定	○(14)：30万円以下の罰金
未遂処罰	×



資金等の提供 (13)

STEP 1 >>> 条文を確認しよう

11 II : 売春を行う場所を提供することを業とした者は、7 年以下の懲役及び30 万円以下の罰金に処する。

13 I : 情を知って、第11条第2項の業に要する資金、土地又は建物を提供した者は、5 年以下の懲役及び20万円以下の罰金に処する。

II : 情を知って、前条の業に要する資金、土地又は建物を提供した者は、7 年以下の懲役及び30万円以下の罰金に処する。

12 : 人を自己の占有し、若しくは管理する場所又は自己の指定する場所に居住させ、これに売春をさせることを業とした者は、10 年以下の懲役及び30 万円以下の罰金に処する。

※本罪は、売春場所提供業者 (11 II) 又は管理売春業者 (12) に対する物的補助行為のうち特に悪質なものについて、11 II・12の単なる補助行為ではなく、独立の特別犯罪として重く処罰する規定である。

STEP 2 >>> 成立要件を確認しよう

	主観的要件	相手方	行為
I	情を知って	売春場所提供業者	資金・土地・建物を提供した
II		管理売春業者	

STEP 3 >>> 公訴時効期間や緊急逮捕の可否などを確認しよう

	I (業としての場所提供)	II (管理売春)
公訴時効	5 年	
緊急逮捕	○	
裁判員裁判	×	
両罰規定	○ (14) : 20万円以下の罰金	○ (14) : 30万円以下の罰金
未遂処罰	×	